

## 在沖米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからのコンテナ落下事故に対する意見書

令和3年7月13日午後0時30分頃、渡名喜島沖合の海上にて在沖米海兵隊所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが、つり下げ輸送していた鉄製のコンテナを落下させる事故が発生した。

報道によるとコンテナは縦約2メートル、横と高さは約2.4メートルで実際の重さは不明だが、空の状態では約1.2トン。米軍ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練に関しては、トリエ通信施設の沖合における平成18年12月の廃車の落下や令和2年2月の鉄製構造物の落下など、これまでも多数の事故が繰り返され、つり下げ輸送等は県民の生命や財産に関わる重大な事故につながりかねない極めて危険な行為である。さらに、今回は射爆撃場のある入砂島から輸送中の事故であり、陸域だけでなく広大な訓練空域・水域が存在する本県においては、県民は陸でも海でも危険と隣り合わせの生活を強いられている。

今回の事故で人的・物的な被害は確認されていないものの、日米合意では、米軍による事件・事故の発生時には、正確、かつ迅速な情報提供をするとされている。沖縄県のみならず、関係自治体や関係機関は、速やかな情報提供を繰り返し求め続けているにもかかわらず、今回も第一報は米軍ではなく、渡名喜村からであった。米軍は当事者として日米合意に基づき履行すべきであるが、通報遅延は常態化し、周辺住民の不安を増大させている。一歩間違えれば人命に関わるような重大事故であるにもかかわらず、情報提供でさえ履行しない米軍、それを強く求めない日本政府の姿勢は到底容認できない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

- 1 日米合意に基づき事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を速やかに実施させること。
- 2 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表、実施させること。
- 3 ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練を中止させること。
- 4 訓練空域・水域の見直しを含めた日米地位協定の抜本的な改定を早急に行わせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月30日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 農林水産大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長